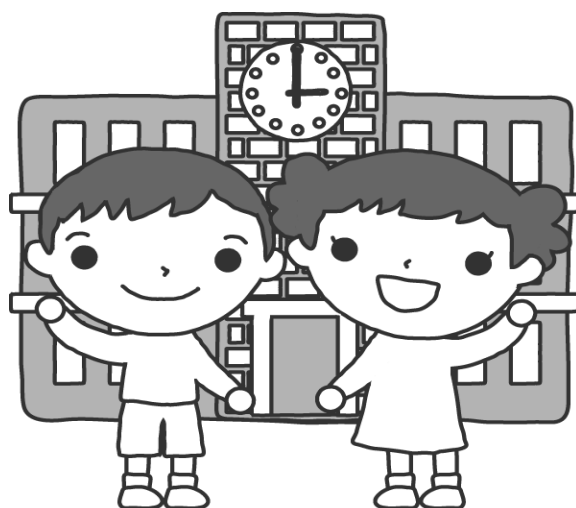


豊中市立北丘小学校

PTA会則



在校中要保存

<2024年4月改訂版>

豊中市立北丘小学校PTA会則

第 1 章 名 称

第1条 本会は、豊中市立北丘小学校PTAという。

第 2 章 目 的

第2条 本会の目的は、次の通りとする。

1. 学校、家庭、地域において、児童が安心して幸せに過ごせるよう援助する。
2. 教育環境向上に努力する。

第 3 章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って民主的に運営する。

1. 自主独立の本会は、他のいかなる団体、機関、個人の干渉を受けない。
2. 本会は、宗教及び政党には関与しない。
3. 児童の福祉増進のため活動する他の団体と協力する。
4. 営利を目的とする事業は行わない。
5. 学校の人事及び管理には干渉しない。
6. いかなる活動も会員の自主参加によるものであり、参加を強制するものではない。

第 4 章 会 員

第4条 本会の会員となることのできる者は、次の通りである。

1. 本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる者（但し、会員数は、家庭を単位とする。）
2. 本校に勤務する教職員
3. 本会の入会は、所定の入会届を提出する。一回の提出で在校中は有効とする。
4. 本会の退会は、下記の通りとする。

（自動退会）

児童の転居、卒業または勤務校の移動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とする。退会届提出の必要はない。

（任意退会）

自由意思によって退会する者は、教頭に電話連絡後、所定の退会届を提出する。

第 5 章 経 理

第5条 本会の経費は、会費、事業収入、自発的な寄付金で賄う。

第6条 本会の会費は、家庭を単位とし、年額3,600円とし、年一括納とする。

第7条 本会の経理は、総会で認められた予算に基づいて行われ、会計監査を経て総会に報告される。

第8条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末までとする。但し、新年度予算成立までの経理は、暫定措置として運営委員の責任において執行することができる。

第 6 章 組 織

第9条 本会の組織は、次の通りであり、全会員がいずれかの活動を担うものとする。

○運営委員（任期1年）

1. 会長・副会長 計4名
(但し、業務量の変化や運営委員の意向により調整し、各職最低1名以上置くものとする。)
2. 書記 3名（内教職員より1名）
3. 会計 2名（内教職員より1名）
4. 執行委員 若干名

○ 対外委員（任期2年）

1. 人権教育推進委員地区代表 2名
2. 健全育成会推進委員地区代表 3名
(人数は、要請により異なる年度もあり得る。)

○ 係 年に数日を要する活動を担当

※但し、北丘小学校PTA役員(運営委員・対外委員)又は同等の免除明記のある役員経験者に関しては、永年免除とする。

○ ボランティア その都度募集し、委員や係のもとで短時間のボランティア活動を担当

○ 役員欠員対応

役員の任期途中欠員について次のとおり定める。

・欠員となった時は、運営委員で協議し、原則として新たに選出し補充する。
尚、その際任期を考慮し、欠員のままとすることもある。

第10条 本会は、必要に応じて特別委員会をおく。その設置に必要な事項は、運営委員会で定める。

第11条 運営委員の主な任務は、次の通りである。

1. 会長は、本会を代表し、総会、運営委員会を招集し、PTA活動全般の円滑な運営に努める。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理を努める。
3. 書記は、総会、運営委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録し、これを保管するとともに、通信連絡その他の庶務を担当する。
4. 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計帳簿は常に閲覧に備えるとともに、定例総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
5. 執行委員は、係、ボランティア活動を実施する。

第 7 章 会計監査委員会

第12条 本会の経理を監査するために、会計監査委員を2名おく。

第13条 会計監査委員は、運営委員会において互選により選出され、会計監査委員候補者として、年度末に書面にて会員の承認を得る。

第14条 会計監査委員は、決算監査の他に、必要に応じて随時監査を行うことができる。

第 8 章 総 会

第15条 総会は、会員で構成され、本会の最高決議機関である。

第16条 総会は、会長が招集し、定足数は会員数の1/5とし、決議は出席者の過半数による。但し、やむを得ない事由のため出席できない会員は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、その者は総会に出席し議決に加わったものと見なす。

第17条 総会は、毎年4月または5月の定例総会を年1回開く。運営委員会が必要と認めた場合、または会員の1/10以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集する。

第 9 章 運営委員会

- 第18条 運営委員会は、原則として運営委員と校長教頭で構成する。但し、必要に応じて1年目の対外委員も加わる。
- 第19条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、及び構成員の1／4以上の要求があったときに開く。
- 第20条 運営委員会は、構成員の半数をもって定足数とし、議事は出席者の過半数で決する。
- 第21条 運営委員会は、会則並びに総会の議決に基づいて本会の事業を運営し、総会に提出する議案の作成、事業計画、連絡、承認、調整、その他の総括的重要事項について審議する。
- 第22条 運営委員会は、審議した内容について、必要に応じて書面にて承認を求めることができる。1週間以内に異議申し立てがない場合、承認されたと見なす。但し、会員の1/10以上の異議申し立てがあった場合は、臨時総会を開催する。

第 10 章 運営委員と対外委員の選出

- 第23条 次年度の運営委員と対外委員を選ぶために、2学期後半に選出管理委員会を設ける。選出管理委員会は、運営委員4名、教職員2名で構成する。委員長は、選出管理委員の互選により選出される。委員の任期は、その任務が完了するまでとする。
- 第24条 選出管理委員会は、運営委員と対外委員の選出の手續きに関する諸事項を定めるとともに、公正な立場にたって、選出が円滑に行われるよう活動する。さらに、選出結果を全会員に報告して、書面にて承認を求める。異議申し立てがあった場合は、第22条に準ずる。
- 第25条 会長、副会長、書記等は、候補者全員の集会(候補者集会)において、互選により決定する。候補者集会の運営は、選出管理委員会が行う。なお、教職員の運営委員選出は、教職員の互選による。
1. 選出候補者：第1学年～第5学年より数名を選出する。
 2. 立候補者：会員総数の1／10以上の同意を得て立候補した者。
 3. 推薦候補者：会員総数の1／10以上、あるいは運営委員会が推薦する者。但し、本人の同意を要す。
 4. 次年度の運営、対外委員数と学年選出候補者数は、運営委員会にて決定する。

第 11 章 会員の個人情報取扱い

- 第26条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付 則

1. この会則に疑義が生じた場合は、運営委員会の解釈に従い、不備の点は一般社会通念によって補う。
2. この会則は、総会で、出席者の過半数の賛成により改正することができる。
3. この会則を実施するに必要な諸規定は、運営委員会において別に定める。
4. この会則は、昭和41年10月 2日より実施する。
5. この会則は、昭和47年 3月 5日より一部改訂実施する。
6. この会則は、昭和49年 3月10日に一部改正し、昭和49年 4月 1日から施行する。
7. この会則は、昭和50年 3月 8日に一部改正し、昭和50年 4月 1日から施行する。
8. この会則は、昭和51年 1月16日より一部改正、実施する。
9. この会則は、昭和54年 3月10日に一部改正し、昭和54年 4月 1日から施行する。
10. この会則は、昭和60年 3月 9日に一部改正し、昭和60年 4月 1日から施行する。
11. この会則は、昭和61年 3月 8日に一部改正し、昭和61年 4月 1日から施行する。
12. この会則は、平成元年 3月 4日に一部改正し、平成 元年 4月 1日から施行する。
13. この会則は、平成 2年 3月 3日に一部改正し、平成 2年 4月 1日から施行する。
14. この会則は、平成 3年 3月 2日に一部改正し、平成 3年 4月 2日から施行する。
15. この会則は、平成 7年 5月20日より一部改正、実施する。
16. この会則は、平成 9年 5月31日より一部改訂し、実施する。
17. この会則は、平成10年 3月 2日に一部改訂し、平成10年 4月 1日から施行する。
18. この会則は、平成16年11月 27日に改正、施行する。
19. この会則は、平成28年 4月 24日に一部改訂し、平成28年4月24日から施行する。
20. この会則は、令和元年 12月 20日に一部改訂し、令和2年1月14日から施行する。
21. この会則は、令和3年 1月 27日に一部改訂し、令和3年2月1日から施行する。
22. この会則は、令和3年 4月 22日に一部改訂し、施行する。
23. この会則は、令和4年 5月 1日に一部改訂し、施行する。
24. この会則は、令和5年 5月 1日に一部改訂し、施行する。
25. この会則は、令和6年 4月 23日に一部改訂し、施行する。

豊中市立北丘小学校PTA規定

1 会 計 規 定

第1章 総 則

第1条 この会の会計事務は、他に特別の定めがあるものの他は、この規定によって処理する。

第2章 予 算

第2条 予見し難い予算不足に充当するために、予備費を計上する。但し、予算費の計上額は歳出総額の1/10を超えてはならない。

第3章 収入事務

第3条 全ての収入は、その都度PTA会計簿に記載し預金する。

第4条 会費の収入は、会費徴収台帳によって整理する。

第4章 支出事務

第5条 全ての支出は、その都度PTA会計簿に記載する。

第6条 全ての支出は、予算の各項目に計上されている範囲を超えて行うことができない。但し、やむを得ない場合は、諸費を流用することができる。

第7条 予備費の流用を行う必要が生じた場合、会計は運営委員会の承認を得なければならない。

第8条 全ての支出は、支出決裁を経て決定する。また、支出の決裁は、会計、会長、教頭、校長の順序を経るものとする。

第9条 支出は、正当な領収書を徴して行う。正当な領収書が徴し難いものについては、予め会長の承認を受けるものとする。領収書は、支出票に添付し、一括つづりとして整理保存する。

第5章 決 算

第10条 決算は、項目別にし、予算額、実績額、それぞれの過不足額を明らかにする。

第6章 雑 則

第11条 PTA会計簿、諸票類の保存期限は5か年とする。

第12条 この規定は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

付 則

1. この規定は、会則の付則2に基づいて制定し、昭和48年 5月 1日より施行する。
2. この規定は、会則の付則2に基づいて制定し、昭和60年 2月18日より施行する。
3. この規定は、平成元年 4月 1日より施行する。
4. この規定は、平成16年11月27日に改正、施行する。

2 慶弔規定

- 第1条 弔意の部
児童または会員死亡の時
金、10,000円(外税の上乗せ可)
- 第2条 災害の部
会員及び児童が不慮の災害を受けた時の見舞等は、その都度運営委員会で協議する。
- 第3条 本規定以外の事項については、運営委員会で決定する。
- 第4条 この規定は、運営委員会において、出席者の過半数の賛成によって改正することができる。

付 則

1. この規定は、昭和60年 2月18日より適用する。
2. この規定は、平成 2年 1月10日に一部改訂、施行する。
3. この規定は、平成16年11月27日に改正、施行する。

3 個人情報取扱規則

(目的)

- 第1条 円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA運営委員・対外委員名簿、会員名簿、行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下、「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

- 第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

- 第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。会長が複数名いる場合は互選で定める。管理者は、第4条で定める者のうち必要最小限の者に個人情報データベースの取扱いを許可し、個人情報データベースの安全管理について必要かつ適切な監督を行う。

(取扱者)

- 第4条 運営委員及び対外委員並びに個人情報データベースを取扱う係及びボランティア(以下「取扱者」という。)は、その業務に必要最小限の個人情報データベースを取り扱うことができる。

(秘密保持義務)

- 第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

- 第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

- 第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 運営委員・対外委員・会計監査委員・会員・常任委員等の名簿の作成
- (4) 運営委員・対外委員、並びに係・ボランティア等の選出活動
- (5) 広報誌、会報誌、PTAホームページへの掲載
- (6) その他のPTA活動実施のため

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、運営委員及び対外委員並びに個人情報データベースを取扱う係及びボランティアに対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付 則

1. この規定は、令和3年 2月 1日より施行する。
2. この規定は、令和3年 4月 22日に一部改訂し、施行する。
3. この規定は、令和4年 5月 1日に一部改訂し、施行する。